

[評価調書] (1億円以上)

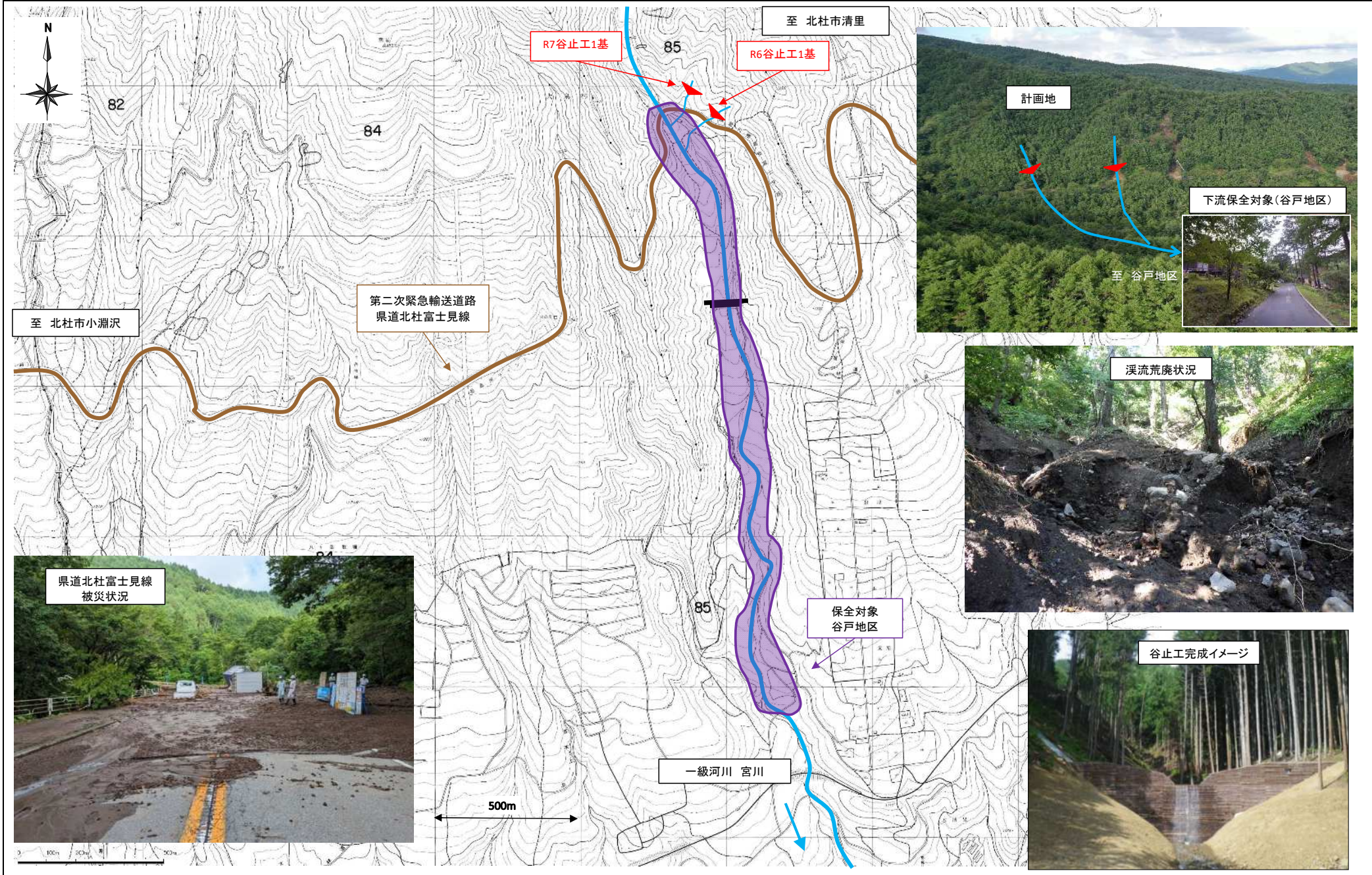
復旧治山	宮川上流	-----	1
復旧治山	ブナヨコテノ沢支流	-----	3
復旧治山	杣口山	-----	5
復旧治山	春日山	-----	7
復旧治山	網倉	-----	9
復旧治山	赤子沢	-----	11
復旧治山	妙石坊	-----	13
復旧治山	大島	-----	15
復旧治山	観音沢	-----	17
復旧治山	梅島川右支流	-----	19
復旧治山	四ツ沢	-----	21
復旧治山	穴沢支流	-----	23
復旧治山	朝日小沢	-----	25
復旧治山	金山	-----	27
復旧治山	奈良山沢	-----	29
地すべり防止	登下沢	-----	31
復旧治山	西湖南	-----	33
林業専用道開設	日川左岸1号支線	-----	35

令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	北杜市	大泉町谷戸	地内	地区名	宮川上流(みやかわじょうりゅう)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、北杜市大泉町谷戸を流れる一級河川宮川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家や緊急輸送道路に指定されている県道が含まれる防災上重要な流域である。 令和5年7月の豪雨により溪流侵食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家10戸、県道20m 土砂整備率 (現況) 31% < 70% ※ 災害実績 有(令和5年7月20日 7月豪雨) 重要公共施設 有(第二次緊急輸送道路 県道北杜富士見線) (※評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道北杜富士見線)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(255.774百万円) / 費用(102.877百万円) = 2.49 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・県有林であるため土地利用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工2基 ②着手年月日 令和6年度 ③完成見込年度 令和7年度 ④総事業費 120百万円(国費 66百万円(5.5/10) 県費 54百万円(4.5/10)) ⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 60百万円 令和7年度 谷止工1基 60百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

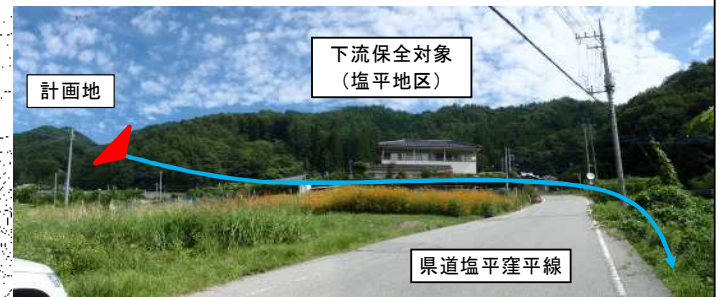
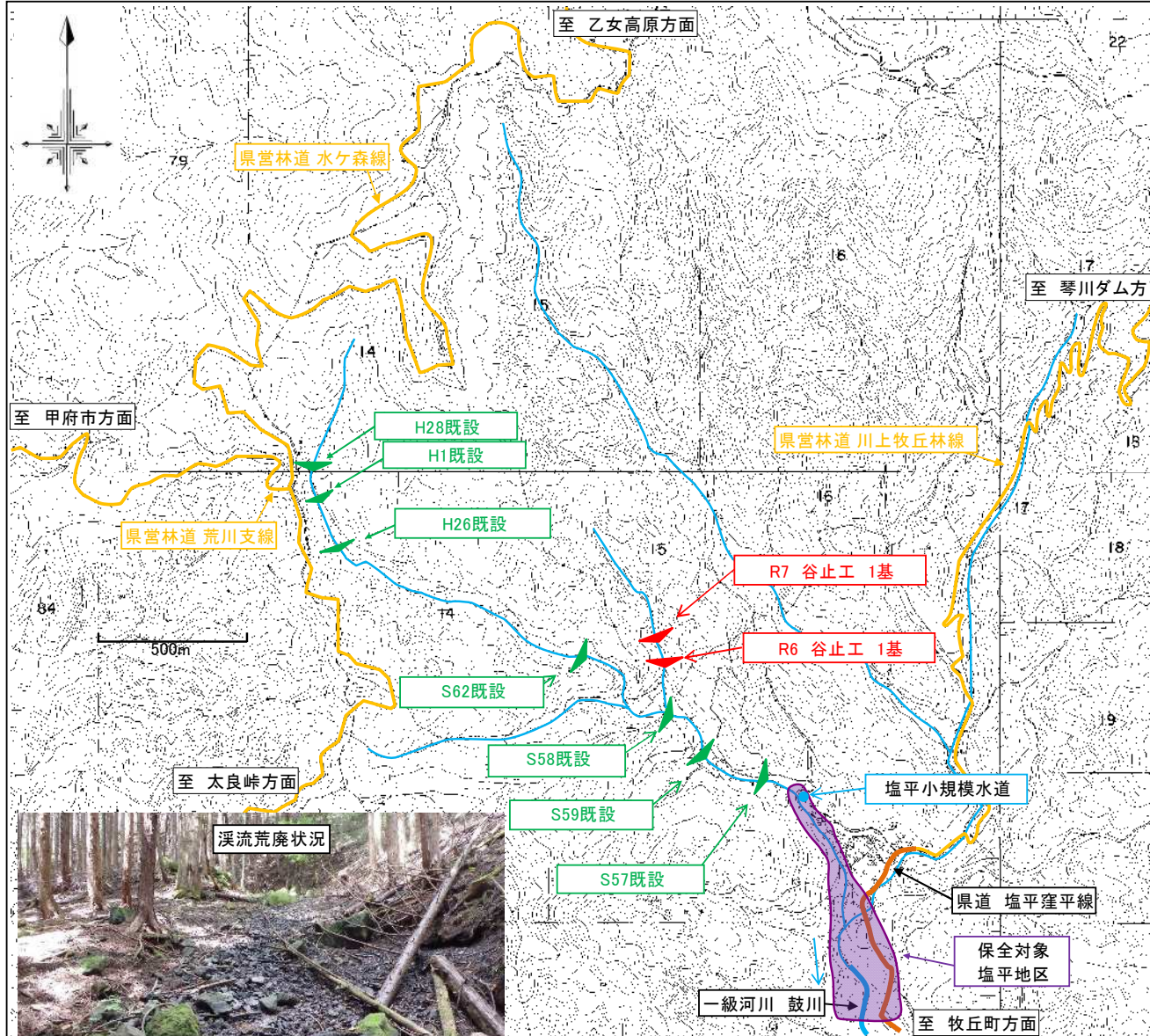


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	山梨市	牧丘町	北原地内	地区名	ブナヨコテノ沢支流(ぶなよこてのさわしりゅう)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、山梨市牧丘町北原を流れる一級河川鼓川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家、県道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p style="margin-left: 40px;">○土石流災害の防止 保全対象 人家10戸 県道220m 土砂整備率 (現況)4%<70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標</p> <p style="margin-left: 40px;">○なし</p> <p>□副次効果</p> <p style="margin-left: 40px;">○被災時の災害波及の防止(浄水施設 塩平小規模水道)</p> <p style="text-align: right;">(※ 評価基準値)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ○ □ ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○ □ ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ○ □ ・費用便益比 便益(270.396百万円)/費用(85.733百万円) = 3.15 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ □ ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ □ ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ □ ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ □ ・県有林であるため土地利用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工2基</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 100百万円(国費 55百万円(5.5/10) 県費 45百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 50百万円 令和7年度 谷止工1基 50百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和57年～平成28年 谷止工7基 145百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

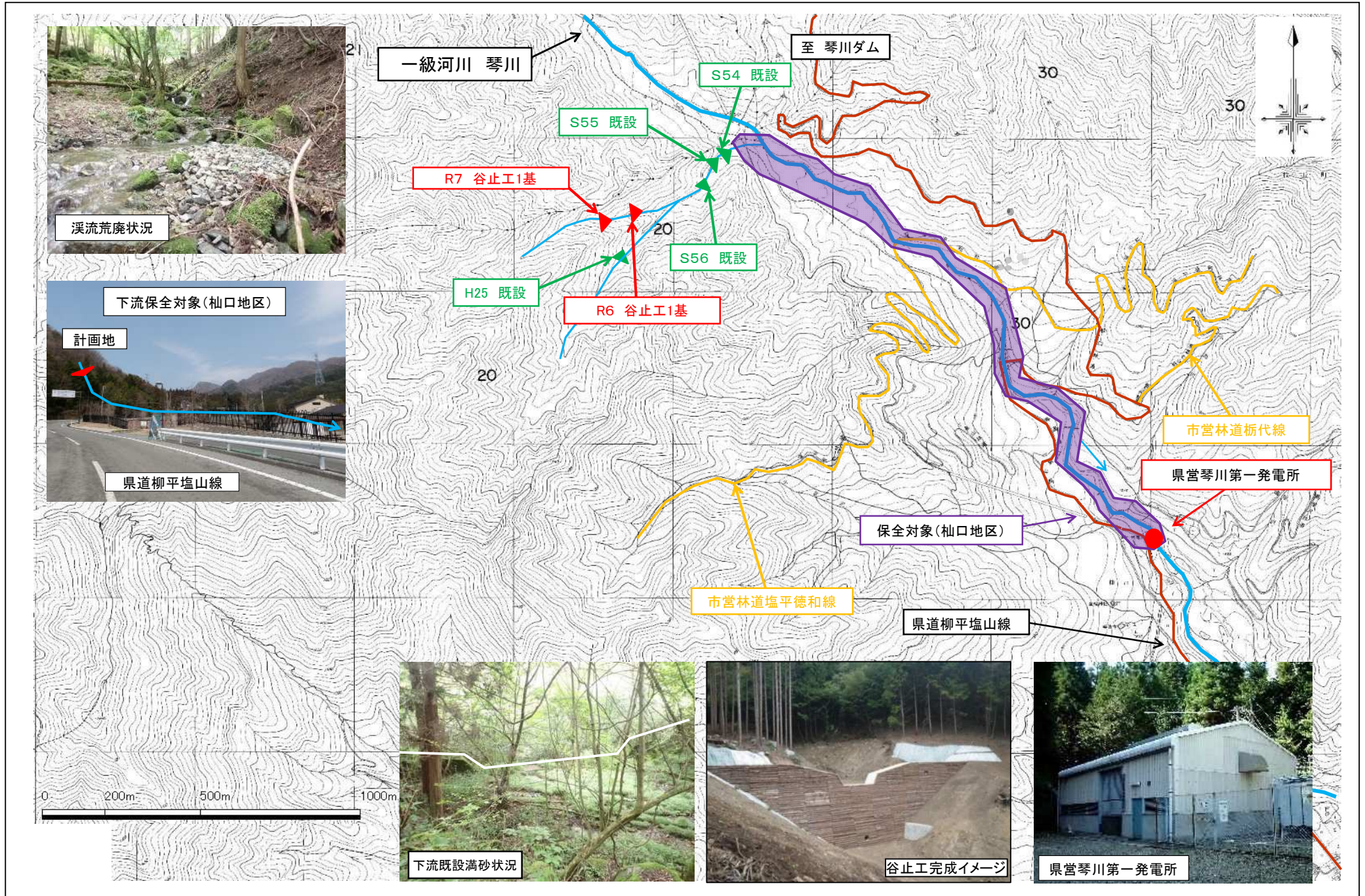


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単


事業名	復旧治山事業	事業箇所	山梨市	牧丘町	袖口地内	地区名	袖口山(そまぐちやま)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、山梨市牧丘町袖口を流れる一級河川琴川の支流に位置する溪流で、保全対象には発電所、県道等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 発電所1箇所 県道120m 林道100m 土砂整備率 (現況)14% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(県営琴川第一発電所)</p> <p>(※ 評価基準値)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 妥当 妥当でない ○</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・費用便益比 便益(118.215百万円)/費用(85.733百万円) = 1.38 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない ○</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 妥当 妥当でない ○</p> <p>・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない ○</p> <p>・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工2基</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 100百万円(国費 55百万円(5.5/10) 県費 45百万円(4.5/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 50百万円 令和7年度 谷止工1基 50百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和54年～平成25年 谷止工4基 12百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

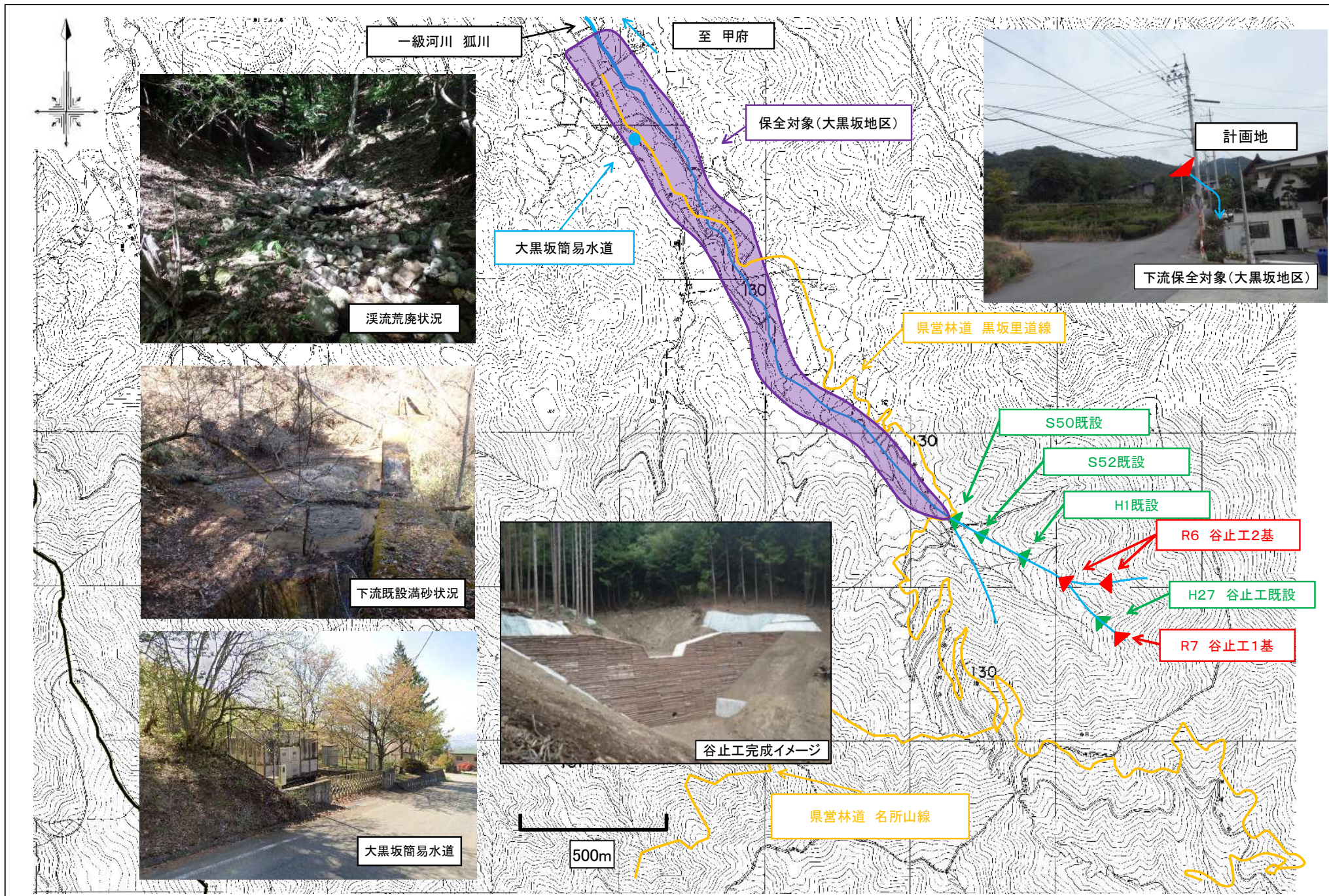


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	笛吹市	境川町	大黒坂地内	地区名	春日山(かすがやま)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、笛吹市境川町大黒坂を流れる一級河川狐川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家、林道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家11戸 林道760m 土砂整備率 (現況)16% < 70% ※ 災害実績 無 重要公共施設 無</p> <p style="text-align: center;">(※ 評価基準値)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の災害波及の防止(浄水施設 大黒坂簡易水道)</p>								<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・費用便益比 便益(349.912百万円)/費用(111.636百万円) = 3.08 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工3基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・県有林であるため土地使用に問題はなく、保安林も指定済みであり、妥当</p> <p style="text-align: right;">総合評価 [貢献度ランク:b]</p>	
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工3基</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 120百万円(国費 60百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工2基 70百万円 令和7年度 谷止工1基 50百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和50年～平成27年 谷止工4基 80百万円</p>								<p>【事業位置図等】</p> 	

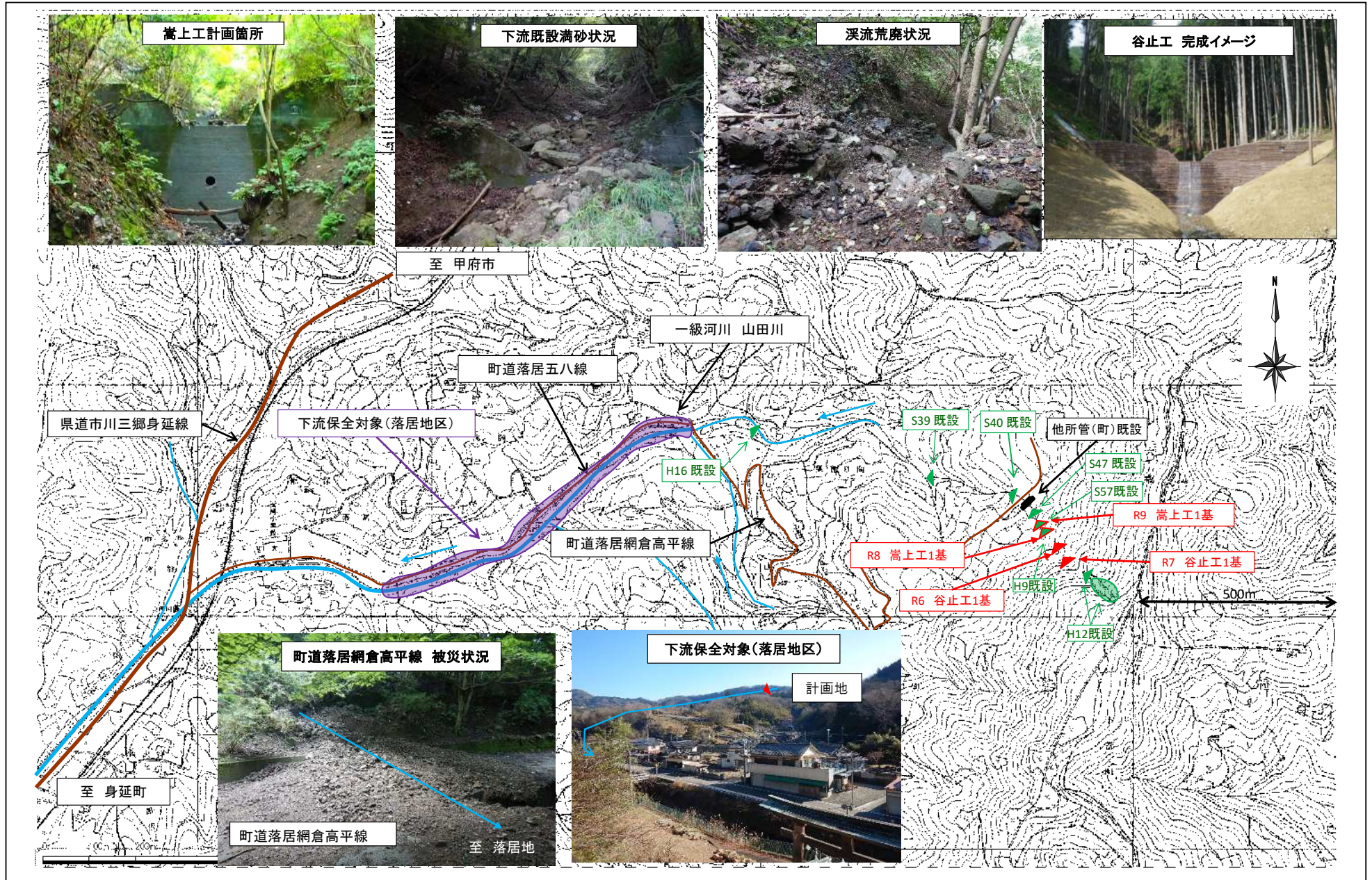


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	西八代郡	市川三郷町	落居地内	地区名	網倉(あみくら)	事業主体	山梨県										
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、西八代郡市川三郷町落居を流れる一級河川山田川の上流に位置する溪流で、保全対象には人家、町道が含まれる防災上重要な流域である。 令和5年6月の豪雨により溪流侵食が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標</p> <p>○土石流被害の防止 保全対象 人家5戸、町道760m 土砂整備率 (現況)37% < 70% ※ 災害実績 有(令和5年6月豪雨) 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標</p> <p>○なし</p> <p>□副次効果</p> <p>○なし</p> <p>(※評価基準値)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(214.899百万円)/費用(149.141百万円)=1.44 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基、嵩上工2基の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元市川三郷町より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>					<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工2基、嵩上工2基</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和9年度</p> <p>④総事業費 180百万円(国費 90百万円(1/2) 県費 90百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 50百万円 令和7年度 谷止工1基 50百万円 令和8年度 嵩上工1基 40百万円 令和9年度 嵩上工1基 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和39年～平成16年 谷止工7基 山腹工0.20ha 160百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

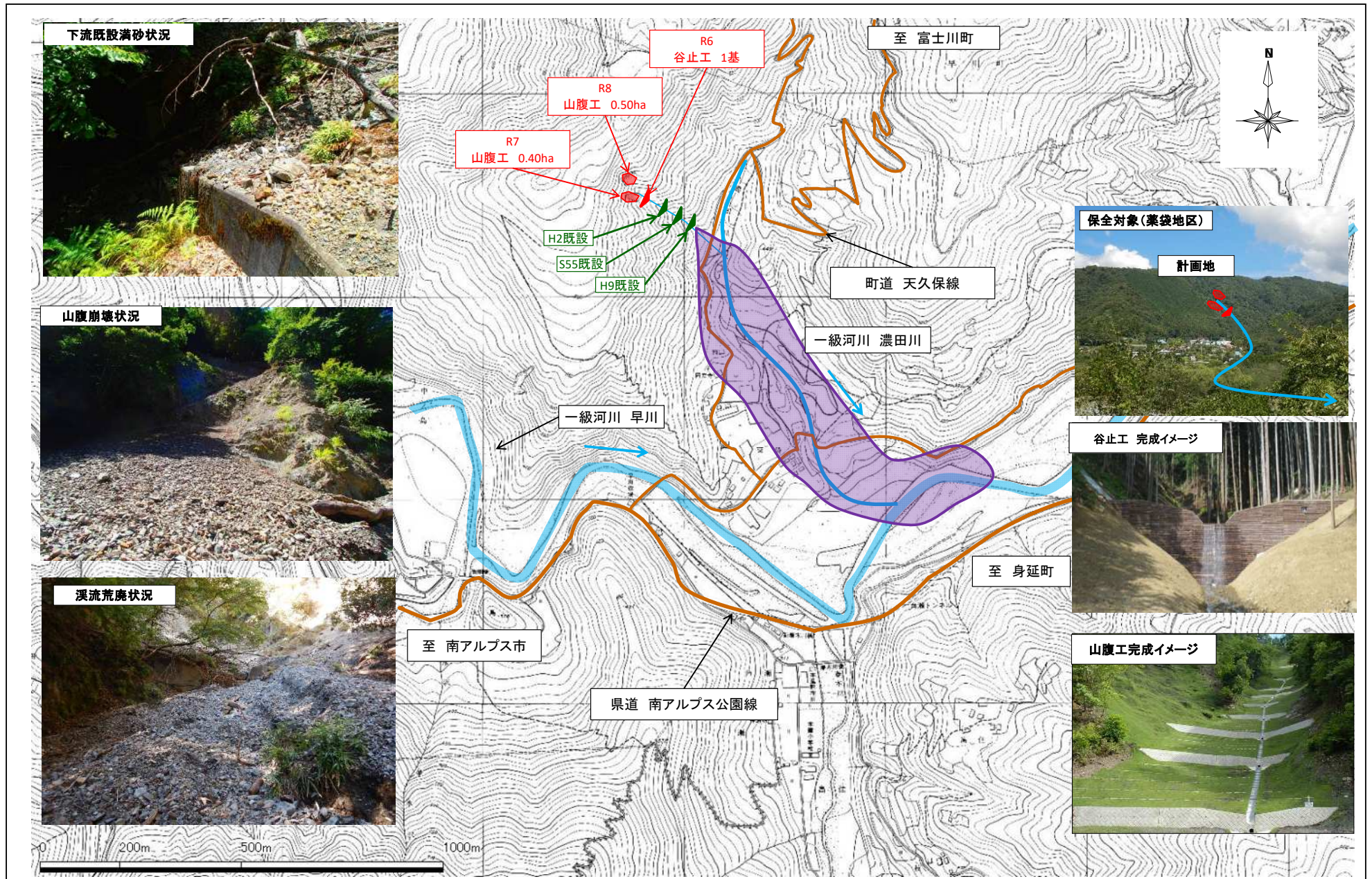


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	早川町	葉袋地内	地区名	赤子沢(あかごさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要							(3)事業の妥当性評価		
①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡早川町葉袋を流れる一級河川濃田川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、町道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生のおそれがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。							①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当		
②整備目標・効果 □主要目標							②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当		
○土石流被害の防止 保全対象 人家4戸、町道900m 土砂整備率 (現況)11%<70% ※ 災害実績 有(連年の豪雨) 重要公共施設 無 (※評価基準値)							③経済妥当性 ・費用便益比 便益(180.553百万円)/費用(130.181百万円)=1.39 > 1.0		
□副次目標							④事業実施・規模の妥当性 ・発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工1基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当		
□副次効果							⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当		
							⑥環境負荷への配慮 ・谷止工、山腹工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当		
							⑦事業計画の熟度 ・地元身延町より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当		
							総合評価 [貢献度ランク:b]		
(2)整備内容							【事業位置図等】		
①整備内容 谷止工1基、山腹工A=0.90ha ②着手年月日 令和6年度 ③完成見込年度 令和8年度 ④総事業費 155百万円(国費 77.5百万円(1/2) 県費 77.5百万円(1/2)) ⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 50百万円 令和7年度 山腹工A=0.40ha 50百万円 令和8年度 山腹工A=0.50ha 55百万円									
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。									
⑥既整備内容・期間・事業費 昭和55年～平成9年 谷止工3基 80百万円									

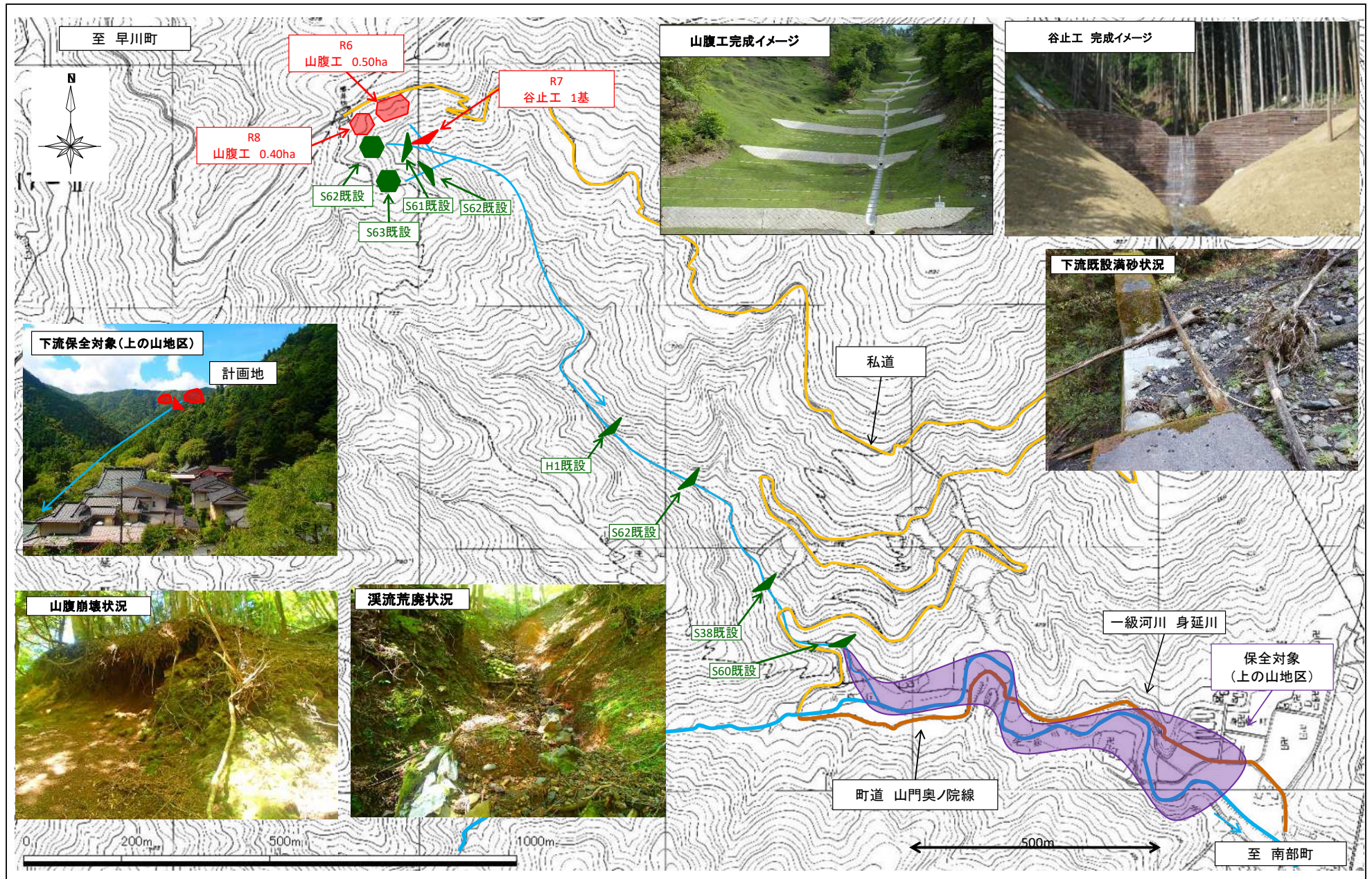


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	身延町	上の山地内	地区名	妙石坊(みょうせきぼう)	事業主体	山梨県										
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡身延町上の山を流れる一級河川身延川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、町道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生の恐れがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家15戸、町道400m 土砂整備率 (現況)42% < 70% ※ 災害実績 有(連年の豪雨) 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p> <p style="text-align: center;">(※評価基準値)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ○ <input type="checkbox"/> ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○ <input type="checkbox"/> ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ○ <input type="checkbox"/> ・費用便益比 便益(388.684百万円)／費用(130.511百万円)= 2.98 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ <input type="checkbox"/> ・発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工1基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ <input type="checkbox"/> ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ <input type="checkbox"/> ・谷止工、山腹工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ <input type="checkbox"/> ・地元身延町より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:b]</p>					<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工1基、山腹工A=0.90ha</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和8年度</p> <p>④総事業費 155百万円(国費 77.5百万円(1/2) 県費 77.5百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和6年度 山腹工A=0.50ha 55百万円 令和7年度 谷止工1基 50百万円 令和8年度 山腹工A=0.40ha 50百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費 昭和38年～平成元年 谷止工6基 山腹工1.05ha 105百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

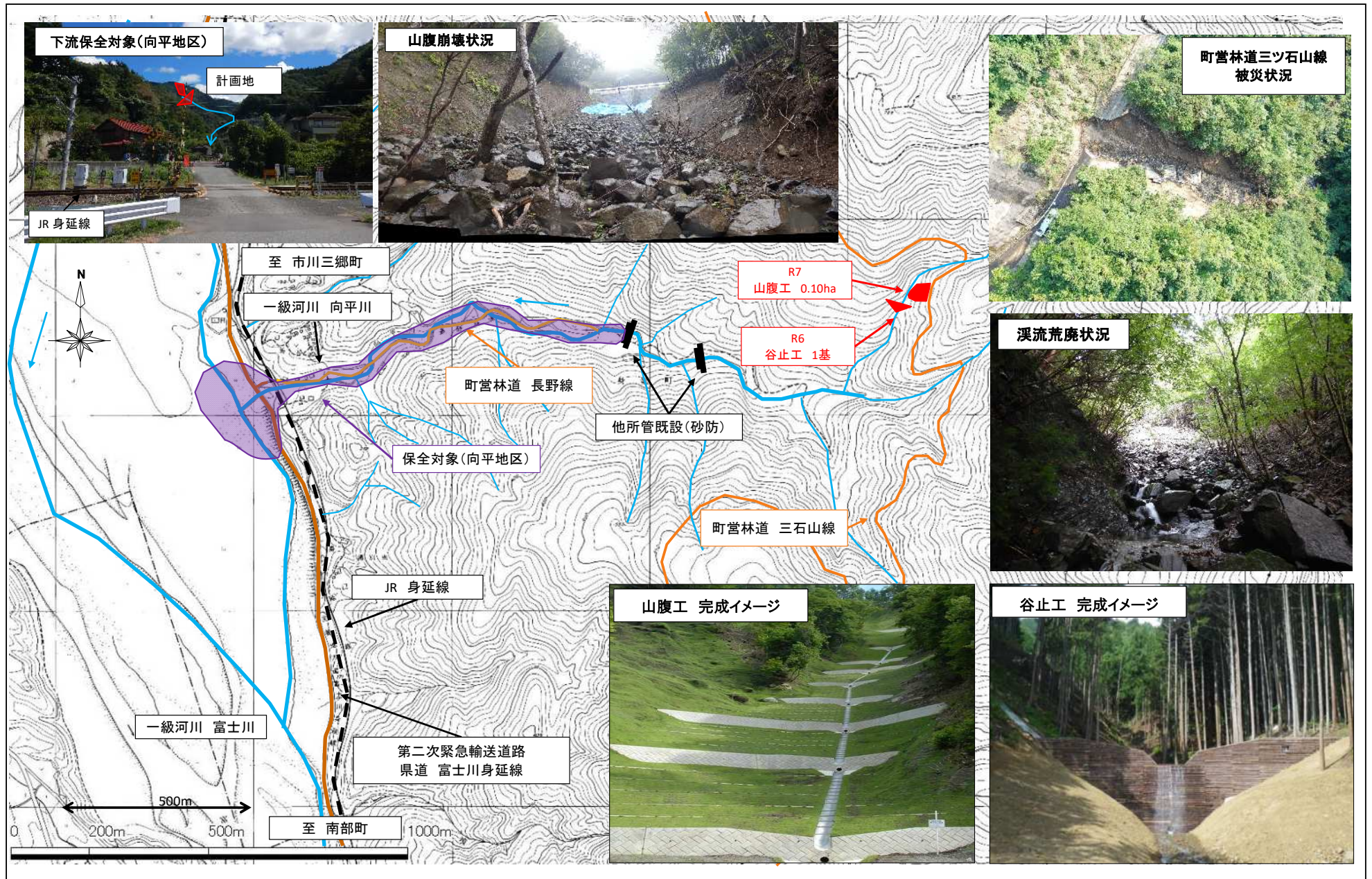


令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) 国補 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	身延町	大島地内	地区名	大島(おおしま)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡身延町大島を流れる一級河川身延川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、県道等が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生のおそれがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落等を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家6戸、県道100m、鉄道30m、林道860m 土砂整備率 (現況)59%<70% ※ 災害実績 有(令和4年9月24日 台風15号) 重要公共施設 有(第二次緊急輸送道路 県道富士川身延線)</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○被災時の被害波及の防止(第二次緊急輸送道路 県道富士川身延線) (JR身延線)</p> <p style="text-align: right;">(※評価基準値)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない ○ □ ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○ □ ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ○ □ ・費用便益比 便益(211.716百万円)／費用(102.542百万円)= 2.06 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ □ ・発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工1基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ □ ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ □ ・谷止工、山腹工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型砕工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ □ ・地元身延町より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p>総合評価 [貢献度ランク:a]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工1基 山腹工0.10ha</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和7年度</p> <p>④総事業費 130百万円(国費 65百万円(1/2) 県費 65百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 60百万円 令和7年度 山腹工0.10ha 70百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したのではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>					<p>【事業位置図等】</p>				



令和5年度公共事業等事前評価調書(簡易型)

(土石流被害防止による評価)

(区分) **国補** 県単

事業名	復旧治山事業	事業箇所	南巨摩郡	身延町	大城地内	地区名	観音沢(かんのんざわ)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本計画地は、南巨摩郡身延町大城を流れる一級河川大城川の支流に位置する溪流で、保全対象には人家、県道が含まれる防災上重要な流域である。 近年の台風等の影響により山腹崩壊が発生し、溪流内へ不安定土砂が堆積し、土石流発生のおそれがあるため、治山事業により保安林機能の回復を早急に図り、下流集落を保全する必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家6戸、県道900m 土砂整備率 (現況)0%<70% ※ 災害実績 有(連年の豪雨) 重要公共施設 無</p> <p>□副次目標 ○なし</p> <p>□副次効果 ○なし</p> <p style="text-align: center;">(※評価基準値)</p>					<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当し、妥当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備することとされており、妥当</p> <p>③経済妥当性 ・費用便益比 便益(214.107百万円)/費用(140.400百万円)= 1.52 > 1.0</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ・発生源である山腹工の整備と溪流内に堆積した不安定土砂の流出防止を図るためには、谷止工2基と山腹工の計画が必要であり、実施と規模は妥当</p> <p>⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が妥当</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ・谷止工、山腹工を整備する際の地形改変は最小となる計画としている。また景観や生態系に優しい木製残存型枠工を使用するなど環境への配慮も行っており、妥当</p> <p>⑦事業計画の熟度 ・地元身延町より強い要望を受け計画しており、土地使用や保安林指定に問題はなく、妥当</p> <p style="text-align: right;">総合評価 [貢献度ランク:b]</p>				
<p>(2)整備内容</p> <p>①整備内容 谷止工2基、山腹工A=0.70ha</p> <p>②着手年月日 令和6年度</p> <p>③完成見込年度 令和9年度</p> <p>④総事業費 170百万円(国費 85百万円(1/2) 県費 85百万円(1/2))</p> <p>⑤年度別の整備内容 令和6年度 谷止工1基 40百万円 令和7年度 谷止工1基 50百万円 令和8年度 山腹工A=0.40ha 40百万円 令和9年度 山腹工A=0.30ha 40百万円</p> <p>※記載内容は見込みであり、確定したものではない。</p> <p>⑥既整備内容・期間・事業費</p>					<p>【事業位置図等】</p>				

